

# 保育料無償化に伴う、鶴岡市保育料表の変更

## ○無償化の適用範囲

- ・1号認定（幼稚園） 満3歳からの保育料
- ・2号認定（保育） 3歳児以上（3歳を向えた最初の4月1日から）の保育料
- ・3号認定（保育） 0～2歳の市町村民税非課税世帯の保育料

## ○保育料表の変更箇所

- ・1号認定 保育料月額を0円 [ ] 箇所
- ・2号及び3号認定 0～2歳児のB2階層の保育料月額を0円 3歳児以上の全ての階層の保育料月額を0円 [ ] 箇所  
57,700円以上～70,000円未満の階層追加（副食費の免除が57,700円を基準とするため） [ ] 箇所

## ○参考 副食費の徴収と免除

- ・2号認定（保育）の保育料に含まれていた副食費は、無償化に伴い保育料から外れ（1号認定（幼稚園）と同様となる）、園が徴収（無償化対象外）。
- ・ただし、所得に応じて副食費を免除する。 ※0～2歳児の保育は、これまで通り保育料に給食費が含む。

## 1号認定 平成31年度 鶴岡市保育料表 適用期間：令和元年10月1日～

世帯の階層区分			保育料月額	参考 副食費の徴収	
			3歳児以上	3歳児以上	
生活保護世帯等			A	0円	免除
市町村民税非課税の母子・父子・障害者世帯			B1	0円	免除
市町村民税非課税世帯			B2	0円	免除
市 町 村 民 税 所 得 割 額	1円以上～77,101円未満	母子・父子・障害者世帯	C	0円	免除
		母子・父子・障害者世帯以外	D1	0円	免除
	77,101円以上～211,201円未満		D2	0円	○徴収
	211,201円以上		D3	0円	○徴収

2・3号認定 平成31年度 鶴岡市保育料表 適用期間：令和元年10月1日～

世帯の階層区分			保育料月額						参考	
			0歳児		1・2歳児		3歳児以上		副食費の徴収 3歳以上	
			標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間		
生活保護世帯等	A	0円	0円	0円	0円	0円	0円	免除		
市町村民税非課税の母子・父子・障害者世帯	B1	0円	0円	0円	0円	0円	0円	免除		
市町村民税非課税世帯	B2	0円	0円	0円	0円	0円	0円	免除		
市町村民税均等割のみ課税の母子・父子・障害者世帯	B3	8,500円	8,000円	7,500円	7,000円	0円	0円	免除		
市町村民税均等割のみ課税世帯	B4	17,000円	16,500円	16,000円	15,500円	0円	0円	免除		
市町村民税所得割額	1円以上～48,600円未満	母子・父子・障害者世帯	C1	9,000円	8,500円	8,000円	7,500円	0円	0円	免除
		母子・父子・障害者世帯以外	D1	18,500円	18,000円	17,500円	17,000円	0円	0円	免除
	48,600円以上～57,700円未満	母子・父子・障害者世帯	C2	9,000円	8,500円	8,000円	7,500円	0円	0円	免除
		母子・父子・障害者世帯以外	D2	23,000円	22,500円	22,000円	21,500円	0円	0円	免除
	57,700円以上～70,000円未満	母子・父子・障害者世帯	C2	9,000円	8,500円	8,000円	7,500円	0円	0円	免除
		母子・父子・障害者世帯以外	D2	23,000円	22,500円	22,000円	21,500円	0円	0円	○徴収
	70,000円以上～77,101円未満	母子・父子・障害者世帯	C3	9,000円	8,500円	8,000円	7,500円	0円	0円	免除
		母子・父子・障害者世帯以外	D3	30,000円	29,000円	27,000円	26,500円	0円	0円	○徴収
	77,101円以上	～97,000円未満	D3	30,000円	29,000円	27,000円	26,500円	0円	0円	○徴収
	97,000円以上	～169,000円未満	D4	38,000円	37,000円	35,000円	34,000円	0円	0円	○徴収
	169,000円以上	～250,000円未満	D5	46,000円	45,000円	43,000円	42,000円	0円	0円	○徴収
	250,000円以上	～301,000円未満	D6	52,000円	51,000円	47,000円	46,000円	0円	0円	○徴収
	301,000円以上		D7	58,000円	57,000円	52,000円	51,000円	0円	0円	○徴収

※下記の2人目以降の保育料軽減は、2歳児以下が適用（3歳児以上は全額無償化）。

- 兄弟姉妹で2人以上同時在園している場合、2人目（2歳児以下）は半額、3人目（2歳児以下）以降は無料となり、小学校入園前の兄弟が幼稚園や障害児通所施設等に入園している場合も同様。
- B2とB3階層、C1～3の各階層（市町村民税所得割額77,101円未満の母子・父子・障害者世帯）では、年度当初18歳未満の子どもがいる場合、その子どもを第1子とし、2人目以降は無料。
- 市町村民税所得割額57,700円未満の世帯について、年度当初18歳未満の子どもがいる場合、その子どもを第1子とし、2人目半額、3人目以降無料。
- 年度当初18歳未満の子どもを3人以上養育している場合、申請により3人目以降の子どもの保育料が無料（市独自支援）。

## ○変更前の保育料表

1号認定 平成31年度 鶴岡市保育料表 適用期間：令和元年9月30日まで

無償化

世帯の階層区分		保育料月額		
		3歳児以上		
生活保護世帯等		A	0円	
市町村民税非課税の母子・父子・障害者世帯		B1	0円	
市町村民税非課税世帯		B2	3,000円	
市町村民税 所得割額	1円以上～77,101円未満	母子・父子・障害者世帯	C	3,000円
		母子・父子・障害者世帯以外	D1	9,600円
	77,101円以上～211,201円未満		D2	16,000円
	211,201円以上		D3	21,000円

2・3号認定 平成31年度 鶴岡市保育料表 適用期間：令和元年9月30日まで

無償化

世帯の階層区分		保育料月額								
		0歳児		1・2歳児		3歳児以上				
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間			
生活保護世帯等		A	0円	0円	0円	0円	0円	0円		
市町村民税非課税の母子・父子・障害者世帯		B1	0円	0円	0円	0円	0円	0円		
市町村民税非課税世帯		B2	8,000円	7,500円	7,000円	6,500円	5,000円	4,500円		
市町村民税均等割のみ課税の母子・父子・障害者世帯		B3	8,500円	8,000円	7,500円	7,000円	6,000円	5,500円		
市町村民税均等割のみ課税世帯		B4	17,000円	16,500円	16,000円	15,500円	14,000円	13,500円		
市町村民税 所得割額	1円以上～48,600円未満	母子・父子・障害者世帯	C1	9,000円	8,500円	8,000円	7,500円	6,000円	5,500円	
		母子・父子・障害者世帯以外	D1	18,500円	18,000円	17,500円	17,000円	15,500円	15,000円	
	48,600円以上～70,000円未満	母子・父子・障害者世帯	C2	9,000円	8,500円	8,000円	7,500円	6,000円	5,500円	
		母子・父子・障害者世帯以外	D2	23,000円	22,500円	22,000円	21,500円	19,500円	19,000円	
	70,000円以上～77,101円未満	母子・父子・障害者世帯	C3	9,000円	8,500円	8,000円	7,500円	6,000円	5,500円	
		母子・父子・障害者世帯以外	D3	30,000円	29,000円	27,000円	26,500円	23,000円	22,500円	
	77,101円以上		～97,000円未満	D3	30,000円	29,000円	27,000円	26,500円	23,000円	22,500円
	97,000円以上		～169,000円未満	D4	38,000円	37,000円	35,000円	34,000円	27,000円	26,500円
	169,000円以上		～250,000円未満	D5	46,000円	45,000円	43,000円	42,000円	31,000円	30,000円
	250,000円以上		～301,000円未満	D6	52,000円	51,000円	47,000円	46,000円	34,000円	33,000円
301,000円以上			D7	58,000円	57,000円	52,000円	51,000円	36,000円	35,000円	